入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年8月16日

（契約責任者）西日本高速道路株式会社
九州支社長　久保　晶紀

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　40

○第20号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東九州自動車道　落鹿トンネル工事（電子入札対象）

⑶　工事場所　自）宮崎県日向市美々津町
至）宮崎県日向市東郷町山陰

⑷　工事内容　本工事は、トンネル掘削工事（１箇所－延長767m）及び橋梁下部工工事（本線橋１箇所－243m、跨高速道路橋２箇所）を含む延長3,251mの土木工事である。

⑸　工事概算数量　延長3,251m　幅員　土工部10.5m×１　橋梁部9.5m×１　トンネル部9.5m×１　土工量約370,000㎥　トンネル１箇所－767m　橋梁等　下部工　本線橋１箇所－243m　跨高速道路橋２箇所　橋台　本線橋１基　橋脚　本線橋２基　跨高速道路橋４基　基礎工　場所打ち杭（機械掘削φ1.2m）Ｌ＝32m　場所打ち杭（人力掘削φ3.0m）Ｌ＝16m　場所打ち杭（人力掘削φ9.0m）Ｌ＝20m　横断構造物　Ｃ－ＢＯＸ１箇所　Ｃ－Ｐ２箇所

⑹　工期　契約締結日の翌日から900日間

⑺　使用する資機材　コンクリート約10,000㎥　鉄筋約900ｔ　ロックボルト約8,000本　鋼アーチ支保工約230基

⑻　本工事は、「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る社会的要請の高い課題についての施工上の工夫、具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。ただし、技術提案中の「契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方」については、契約後ＶＥの対象とする。

⑽　本工事は資料の提出及び入札等を、原則として電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、下記の①～④のいずれかの事由に該当するため、電子入札によりがたい者は、契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。なお、承諾に係る手続は５⑭を参照すること。

①　電子入札システムで使用するＩＣカードを保有しているものの、システム障害のため、競争参加資格確認申請書を期日までに提出できない場合

②　電子入札システムの導入のため、ＩＣカード発行の申請手続中である場合

③　ＩＣカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなったため、ＩＣカード発行の申請手続中である場合

④　会社名、住所又は代表者等の変更によりＩＣカードが使用できなくなったため、ＩＣカード発行の申請手続中である場合

⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑿　紙入札方式の場合⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＦＤ又はＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成21・22年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　施工実績　平成７年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

㋐　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）25m以上のコンクリート橋脚の工事

ｂ）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積50㎡以上が0.6㎞以上ある道路トンネルの工事

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐同種工事若しくは㋑同種工事の施工実績を有すること。

㋑　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚の工事

ｂ）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積50㎡以上が0.3㎞以上ある道路トンネルの工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、現場代理人を常駐する期間及び主任技術者又は監理技術者を専任で配置する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成７年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚の工事

ｂ）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積50㎡以上が0.3㎞以上ある道路トンネルの工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。